

### 学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、令和 年 月 日 以降の登校・登園が可能であると判断しました。

なお、学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

学年		組		氏名	
----	--	---	--	----	--

- |                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| 1. 麻疹（はしか）         | 8. 腸管出血性大腸菌感染症              |
| 2. 風しん             | 9. 流行性角結膜炎                  |
| 3. 水痘（みずぼうそう）      | 10. 急性出血性結膜炎                |
| 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 11. A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（A群溶連菌感染症）  |
| 5. 百日咳             | 12. 感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど） |
| 6. 咽頭結膜熱（プール熱）     | 13. アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症）  |
| 7. 結核              | 14. その他の感染症<br>(病名 )        |

○その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

令和 年 月 日

医療機関：

診察医師：

#### 医療機関へお願い

和泉市立小中学校、幼稚園および和泉市内の私立幼稚園では、学校感染症にかかった子どもが登校(園)するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひします。

(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼してあります。)